

日本サッカーミュージアム規定 (改正案)

加筆_____ 修正_____ 削除_____

現行	改正案	備考
<p style="text-align: center;">2002FIFA ワールドカップ™記念 日本サッカーミュージアム規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 2002FIFA ワールドカップ™記念 日本サッカーミュージアム (以下ミュージアムという)といい、英文では、2002 FIFA World Cup™ Memorial JAPAN FOOTBALL MUSEUM と表示する。</p> <p>(所属) 第2条 ミュージアムは財団法人日本サッカー協会 (Japan Football Association 略称 JFA 以下協会という) に所属し、協会がそ の運営・管理を行い、責任を負う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的および事業</p> <p>(目的) 第3条 ミュージアムは、2002FIFA ワールドカップ™において造られた</p>	<p style="text-align: center;">2002FIFA ワールドカップ™記念 日本サッカーミュージアム規定</p> <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 2002FIFA ワールドカップ™記念 日本サッカーミュージアム (以下ミュージアムという)といい、英文では、2002 FIFA World Cup™ Memorial JAPAN FOOTBALL MUSEUM と表示する。</p> <p>(所属) 第2条 ミュージアムは<u>公益財</u>団法人日本サッカー協会 (Japan Football Association 略称 JFA 以下協会という) に所属し、協会がその 運営・管理を行い、責任を負う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的および事業</p> <p>(目的) 第3条 ミュージアムは、2002FIFA ワールドカップ™において造られた</p>	<p>2012 年 4 月から公益財 団法人に移行済み</p>

有形無形の財産を活用し、次世代のサッカー文化への更なる振興・発展の礎になることを目的とする。さらに、サッカーを通じて、世代を超えて世界の人々の出会いの場となり、かつサッカーという共通の言語を通じて、過去と現在の記録を保全し、未来を開拓し、創造する役割を担う。

(事業)

第4条

ミュージアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① サッカーに関連する物品等の収集・保管・展示
- ② サッカーに関する広報普及
- ③ サッカーに関連するイベント等の実施、会場の貸出
- ④ ミュージアムショップの運営
- ⑤ 第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第3章 館長

(館長)

第5条

1. このミュージアムには、館長を置く。
2. 館長は非常勤とする。

(館長の選任)

第6条

館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

有形無形の財産を活用し、次世代のサッカー文化への更なる振興・発展の礎になることを目的とする。さらに、サッカーを通じて、世代を超えて世界の人々の出会いの場となり、かつサッカーという共通の言語を通じて、過去と現在の記録を保全し、未来を開拓し、創造する役割を担う。

(事業)

第4条

ミュージアムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① サッカーに関連する物品等の収集・保管・展示
- ② サッカーに関する広報普及
- ③ サッカーに関連するイベント等の実施、会場の貸出
- ④ ミュージアムショップの運営
- ⑤ 第3条に掲げる目的を達成するために必要な事業

第3章 館長

(館長)

第5条

1. このミュージアムには、館長を置く。
2. 館長は非常勤とする。

(館長の選任)

第6条

館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(館長の職務)

第7条

館長は、次の各号に規定する業務のみを行い、その他の業務については会長が権限を有し責任を負うものとする。

- ① 館長は、会長から個別に委任を受けた事項にのみミュージアムを代表し、特命事項を行う。
- ② 館長は、会長の諮問に応じる。
- ③ 館長は、アドバイザリーボードを招集、諮問し、会長からの個別の委任があった事項に限り、決定権限を有する。

(館長の任期)

第8条

1. 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 館長は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(館長の解任)

第9条

館長が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は理事会の承認を経て、館長を解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の業務違反その他館長たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(館長の報酬)

(館長の職務)

第7条

館長は、次の各号に規定する業務のみを行い、その他の業務については会長が権限を有し責任を負うものとする。

- ① 館長は、会長から個別に委任を受けた事項にのみミュージアムを代表し、特命事項を行う。
- ② 館長は、会長の諮問に応じる。
- ③ 館長は、アドバイザリーボードを招集、諮問し、会長からの個別の委任があった事項に限り、決定権限を有する。

(館長の任期)

第8条

1. 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 館長は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(館長の解任)

第9条

館長が次の各号のいずれかに該当するときは、会長は理事会の承認を経て、館長を解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- ② 職務上の業務違反その他館長たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(館長の報酬)

<p>第10条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 館長は、有給とすることができる。 2. 館長の報酬は、会長が定める。 <p style="text-align: center;">第4章 名誉館長、アドバイザリーボード</p> <p>(名誉館長)</p> <p>第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ミュージアムに名誉館長を置くことができる。 2. 名誉館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3. 名誉館長は、会長の諮問に応じる。 <p>(アドバイザリーボード)</p> <p>第12条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ミュージアムにアドバイザリーボード(以下ボードという)を置く。 2. ボードの定員は15名以内とし、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3. ボードメンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。 4. ボードは館長が招集し、館長の諮問に応じる。 <p style="text-align: center;">第5章 資産および会計</p> <p>(資産および会計の管理)</p> <p>第13条</p> <p><u>ミュージアムの会計は、協会内の特別会計とし、資産は預金する等の確実な方法により保管する。また、収入支出に関する帳</u></p>	<p>第10条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 館長は、有給とすることができる。 2. 館長の報酬は、会長が定める。 <p style="text-align: center;">第4章 名誉館長、アドバイザリーボード</p> <p>(名誉館長)</p> <p>第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ミュージアムに名誉館長を置くことができる。 2. 名誉館長は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3. 名誉館長は、会長の諮問に応じる。 <p>(アドバイザリーボード)</p> <p>第12条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ミュージアムにアドバイザリーボード(以下ボードという)を置く。 2. ボードの定員は15名以内とし、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。 3. ボードメンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。 4. ボードは館長が招集し、館長の諮問に応じる。 <p style="text-align: center;">第5章 資産および会計<削除></p> <p>(資産および会計の管理)</p> <p>第13条</p> <p><u><削除></u></p>	<p>特別会計ではなくなつた為、第5章を削除</p>
--	--	----------------------------

簿および証拠書類を備えなければならない。

(資産の構成)

第14条

ミュージアムの資産は次のとおりとする。

- ① 事業に伴う収入
- ② 寄付金品
- ③ その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第15条

ミュージアムの事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会あてに提出し、承認を得なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第16条

1. ミュージアムの収支決算は、貸借対照表及び事業報告書とともに毎会計年度終了後に理事会に報告し、承認を得なければならない。
2. ミュージアムの収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部もしくは全部を翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第17条

(資産の構成)

第14条

<削除>

(事業計画及び収支予算)

第15条

<削除>

(事業報告及び収支決算)

第16条

<削除>

(会計年度)

第17条

<p><u>ミュージアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 規定の変更</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第18条 この規定の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑 則</p> <p>(細則)</p> <p>第19条 この規定の施行についての詳細は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規定は平成15年12月22日より施行する。 この規定は平成16年7月9日より施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第6章 規定の変更</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第18条 この規定の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑 則</p> <p>(細則)</p> <p>第19条 この規定の施行についての詳細は、別に定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規定は平成15年12月22日より施行する。 この規定は平成16年7月9日より施行する。 <u>この規定は平成25年3月14日より施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">今回の改正</p>
--	---	--